

特記仕様書

1 地拵

(1) 作業の仕様

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m以上 置幅 1.7m以内	全ての林小班に適用

(注) 寸法の単位はm以下1位(10cm単位)とする。

(2) 地拵作業期間

事業期間		適用林小班等
自	至	
令和8年〇月〇日 (契約締結の翌日)	令和8年6月30日	全ての林小班に適用

(注) 上記を基本とするが、植付作業時期に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

2 植付

(1) 苗木の仕様

樹種	苗齡	長さ	根元径	コンテナ容量	摘要 (適用林小班等)
{ スギ 実生コンテナ苗 特定苗木 }	2上	30cm上	3.5mm上	150cc以上	256ち、256ぬ
{ スギ 実生コンテナ苗 普通苗 }	2上	35cm上	4.0mm上	150cc以上	304い、307り
ヒノキ (コンテナ苗)	2上	35cm上	3.5mm上	150cc以上	304い

(注1) 上記を基本とするが、変更が生じる場合は事前に監督職員へ協議願書を提出の上、打ち合わせること。

(注2) 監督職員あてに提出する苗木確認願の備考欄にコンテナ容量等を記載すること。

(2) ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数(本)	苗木の植付間隔(水平距離)		適用林小班等
		列間(m)	苗間(m)	
スギ ヒノキ	2,000	2.2	2.2	全ての林小班に適用

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

(3) 植付作業期間

事業期間		適用林小班等
自	至	
令和8年〇月〇日 (契約締結の翌日)	令和8年6月30日	全ての林小班に適用

(注) 上記を基本とするが、苗木の出荷状況、現地の状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

3 下刈

作業の実施時期及び順序については事業内訳書によるほか、下草の繁茂状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

4 除伐

作業の実施時期及び手順について事前に監督職員と協議した上、作業実施すること。

5 忌避剤散布

別紙 忌避剤散布特記仕様書のとおり。

6 国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

下記のとおり工事看板に国土強靭化事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(1) 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文書例

健全な森林づくりのため〇〇（間伐/地拵/植付/下刈/除伐/獣害対策）を行っています
国土強靭化対策事業

(2) 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

5 その他

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

忌避剤散布特記仕様書

1 忌避剤の性質

(1) 性状 類白色水和性粘調懸濁液体

(2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルジチオカーバメート

(3) 効果

ア ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。

イ 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。

ウ 味覚刺激による食害減退効果がある。

(4) 安全性

ア 毒物分類普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

イ 魚毒性（散布された薬剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川等に流さず、空き袋等は環境に影響を与えないよう適切に処理する。）

(5) 薬害等の注意

本剤の連続散布は、薬害の生ずる恐れがあるので、3か月以上間隔をおいて使用する。

2 忌避剤の散布内訳

対象植栽木 樹種名	適用 害獣名	原液量 (ℓ)	希釀 倍率 (倍)	散布面積 (ha)	植栽本数 (本)	植栽木 1本当たり 散布量 (ℓ)	総散布量 (ℓ)	適用 林小班等
スギ	ニホンジカ カモシカ ノウサギ	7.6	3	0.76	1,520	0.015	22.8	219 は
スギ		19.1		1.91	3,820	0.015	57.3	219 ち

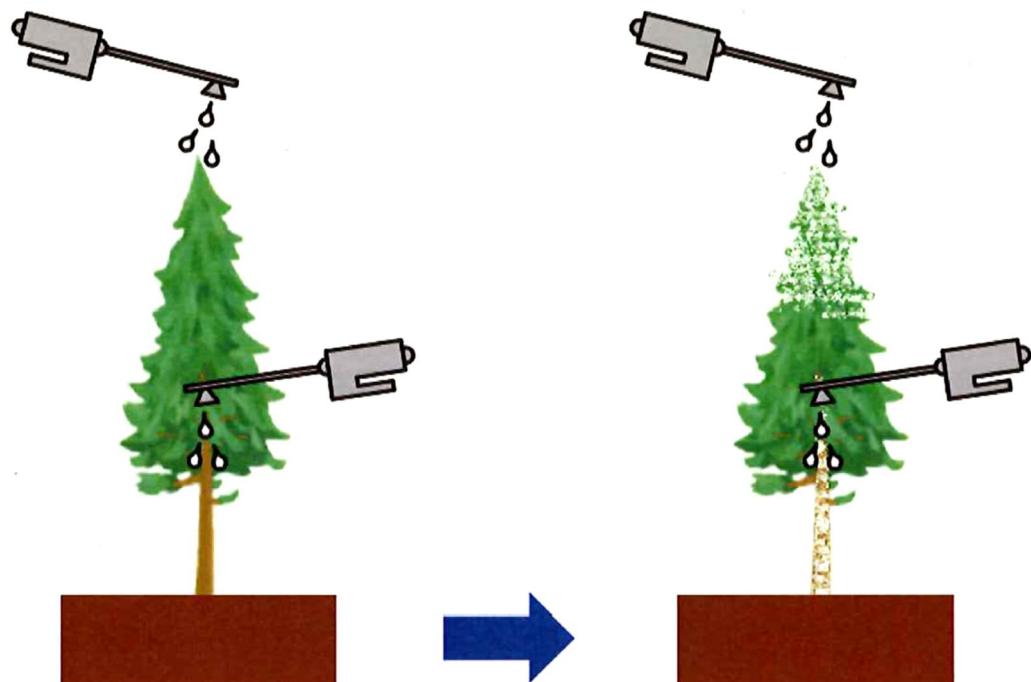
※上記の散布量等は忌避剤散布1回分の数量である。

3 忌避剤の散布部分

植栽木の頂芽や主幹等の食害が予想される部分とする。

4 作業イメージ図

下図のとおり



5 忌避剤の調達

請負者が調達し、使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。

6 その他

忌避剤散布作業にあたっては、事前に監督職員と現地で打合せを行い、具体的な指示を受けてから実施するものとする。